

令和8年度 熱中症予防管理者労働衛生教育のご案内

令和7年6月に労働安全衛生規則が改正され、対象事業場には熱中症対策が義務付けられます。厚生労働省の通達において高温多湿作業場所などの管理者に対する教育を行うことが必要になりました。

関係事業場は、熱中症予防対策の適切な推進のため体制づくりと職員への周知、管理者への教育の実施が求められます。

この機会に事業場のライン管理者、職長等「熱中症予防管理者として選任される者」に講習を受講していただきますようご案内申し上げます。

記

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催日	4月15日(水)	5月13日(水)	6月10日(水)	7月6日(月)	8月6日(木)

1. 時 間 12:50～17:00 (受付は12:30から)
2. 場 所 神戸西労働基準協会研修室
(神戸市兵庫区水木通7-1-18 メラード大開北館2階)
3. 教育内容と教育時間 (時間割は講師の都合等により変更があります。)

教育内容	時間割	時間
教育内容説明等	12:50～13:00	
① 熱中症の症状	13:00～13:30	30分
② 熱中症の予防方法	13:30～16:10	150分
③ 緊急時の救急処置、熱中症の事例、関係法令	16:15～17:00	45分
修了証交付	17:00	



4. 受講対象者 対象職場の作業員、管理者の方 (予定の方)
5. 定 員 60名
6. 受講料 1名につき (会員) 7,040円、テキスト1,760円 (消費税込) 計 8,800円
(非会員) 9,240円、テキスト1,760円 (消費税込) 計 11,000円
7. 持参品 筆記用具、印鑑 (修了証受取時)
9. その他
 - (1) 受講当日の遅刻又は早退は無効とします。(時間厳守)
 - (2) 会場には駐車場がないため公共交通機関でお越し下さい。
 - (3) 本講習のお問い合わせは、神戸西労働基準協会 (電話 078-577-5639) までお願いします。